

資料 4

スクールロイヤーの配置について

1 目的

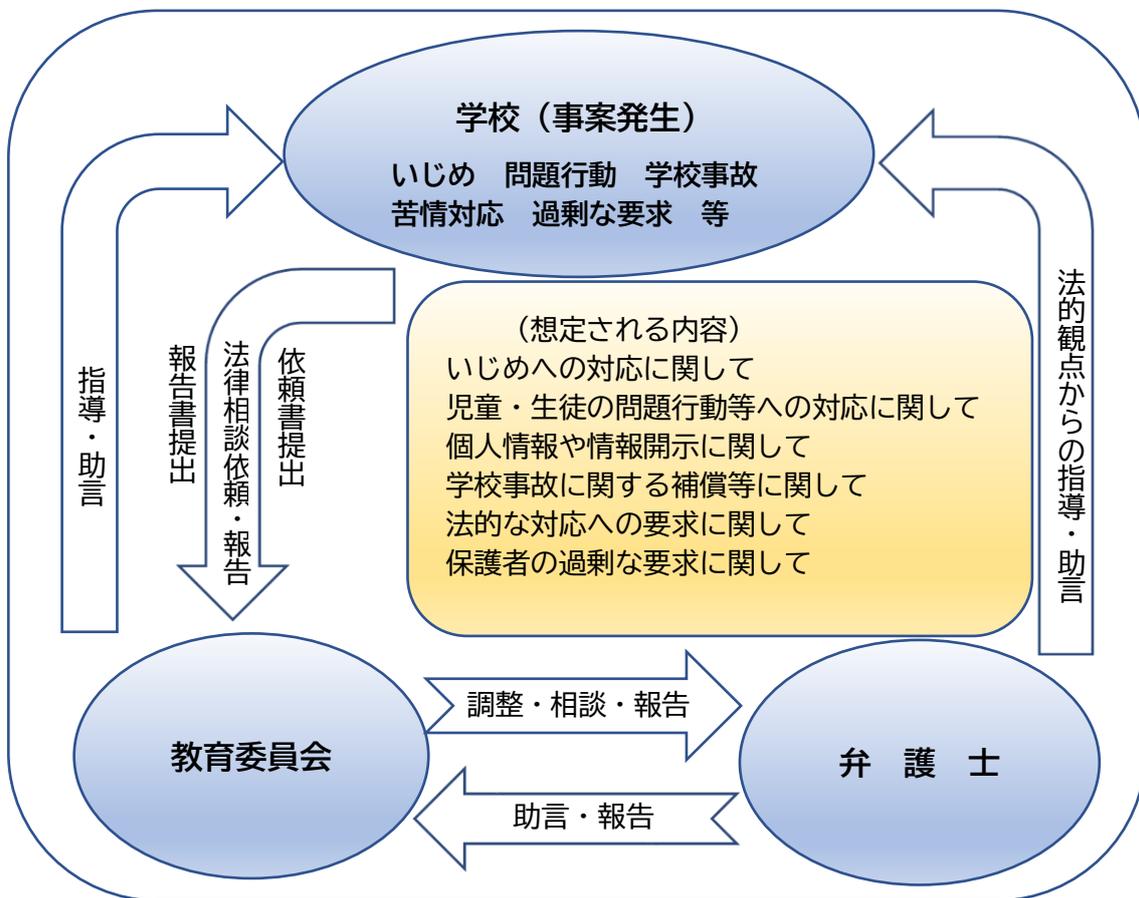
児童生徒のいじめや虐待問題、保護者からの過剰な苦情や要求など、学校における諸課題への早急な対応と、深刻化する前の迅速な解決を目指す。

2 事業概要

弁護士が学校側の依頼により助言を行うものであって、学校の代理人として対外的な活動を行うことはしない。

- (1) 1回の相談は原則として30分とする。
- (2) 弁護士事務所訪問による相談とする。(学校教育課担当指導主事等と各校の校長等)
- (3) 相談の内容と緊急性に応じ、メール等での相談も可能とする。

3 学校法律相談事業概要図



4 期待される効果

- (1) 児童生徒のいじめや虐待問題、保護者からの過剰な苦情や要求等への、法律の専門家からの助言による、安全・安心な学びの場の提供
- (2) 学校、教育委員会の法に基づいた対応力の強化による、トラブルの未然防止と、問題への早期対応、早期解決
- (3) 学校の支援体制の充実と、教師の負担軽減